（登録事項の変更等の届出）

**第二百五十二条**　［略］

2　法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　略］

3　［略］

（電磁的記録）

**第二百六十一条**　法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　略］

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

（事故の確認を要しない場合）

**第二百七十七条**　法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～七　略］

八　和解が成立している場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合

［イ・ロ　略］

ハ　ロの支払が事故による損失の全部又は一部を補塡するために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が金融商品仲介業者及び当該金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等に交付されていること。

九　事故による損失について、所属金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ　［略］

（登録事項の変更等の届出）

**第二百五十二条**　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　同上］

3　［同上］

（電磁的記録）

**第二百六十一条**　法第六十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　同上］

3　第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

［一・二　同上］

（事故の確認を要しない場合）

**第二百七十七条**　［同上］

［一～七　同上］

八　和解が成立している場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合

［イ・ロ　同上］

ハ　ロの支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が金融商品仲介業者及び当該金融商品仲介業者の所属金融商品取引業者等に交付されていること。

九　事故による損失について、所属金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であって、次に掲げるすべての要件を満たす場合（前各号に掲げる場合を除く。）

イ　［同上］